

令和2年7月宮崎県臨時県議会
文教警察企業常任委員会会議録
令和2年7月20日～21日

場 所 第3委員会室

令和2年7月20日(月曜日)

午前10時37分開会

会議に付託された議案等

○議案

- ・議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正
予算(第6号)

出席委員(7人)

委員	長	岩切	達哉
副委員	長	内田	理佐
委員		蓬原	正三
委員		中野	一則
委員		二見	康之
委員		日高	博之
委員		渡辺	創

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	阿部	文彦
警務部長	大塚	祥央
警務部参事官兼 首席監察官	日高	俊治
生活安全部長	時任	和博
刑事部長	中川	正純
交通部長	河野	俊一
警備部長	小野	博
警務部参事官兼 会計課長	福栄	芳政
警務部参事官兼 警務課長	河野	晃央
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	久米田	勇二

総務課長	河野	博之
少年課長	日高	貴
生活環境課長	廣田	匡慶
交通規制課長	垂水	一洋
運転免許課長	河野	禎治

教育委員会

教育長	日隈	俊郎
副教育長	黒木	淳一郎
教育次長 (教育政策担当)	工藤	康成
教育次長 (教育振興担当)	黒木	貴
教育政策課長	川北	正文
財務福利課長	四位	久光
育英資金室長	山崎	博文
高校教育課長	押方	修
義務教育課長	吉田	英明
特別支援教育課長	松田	律子
教職員課長	東	宏太朗
生涯学習課長	新	純一郎
スポーツ振興課長	押川	幸廣
文化財課長	舩木	郁朗
人権同和教育課長	島	寄善真理
図書館長	中原	光晴
美術館副館長	安部	博己
総合博物館長	黒木	義博

事務局職員出席者

議事課主幹	藤村	正
政策調査課副主幹	前野	陽子

○岩切委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

す。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

審査に先立ち、当委員会を代表しまして、このたびの熊本県をはじめ、全国各地に被害をもたらしました令和2年7月豪雨により亡くなられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

それでは、本委員会に付託されました議案について、警察本部長の概要説明を求めます。

○阿部警察本部長 委員の皆様には、平素から警察の運営に関しまして深い御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日、御審議いただきます報告事項につきましては、令和2年度7月補正予算についてであります。今回の補正予算につきましては、「警察業務における新型コロナウイルス感染症対策事業」の改善事業といたしまして、警察施設の一部改修や資器材の整備を行うものであります。

詳細については、警務部長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本県を含め、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化する中、警察といたしましては、引き続きコロナ禍に便乗した犯罪の抑止、取締りの徹底を図ってまいります。

私からは以上であります。

○大塚警務部長 それでは、令和2年7月臨時県議会提出の議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」の公安委員会関係につきまして御説明いたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料と、議会資料の令和2年度7月補正歳出予算説明資料の203ページで御説明をいたします。

資料1、令和2年度7月補正予算案についてを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、4月の臨時会において御承認いただきました、警察業務における新型コロナウイルス感染症対策事業の改善事業として、4,036万7,000円の予算計上を行うものであります。

補正後の予算は、合計で273億1,940万8,000円となります。

なお、ここで新型コロナウイルス感染症対策に関する、警察本部における現状と今後の方向性につきまして御説明申し上げます。

現状としましては、県内では感染者が少ない一方で、第2波の発生が懸念されており、外部者と接触する機会の多い警察職員は感染リスクが高いこと、特に警察署員や執行隊員は、その他の警察職員と比較して外部活動が多く、不特定多数の者と接触することから、感染リスクが極めて高いこと、警察署の体制の恒常的な縮小は執行力の低下につながるおそれがあること、対策を業務に浸透させないと継続的な感染防止につながらないことなどが上げられます。

これらを踏まえ、警察本部における今後の新型コロナウイルス感染症対策の方向性としましては、全警察職員、特に警察署員や執行隊員にそれぞれの活動に応じた感染防止対策を徹底した上で、警察署の体制を確保し、万が一の場合

は、本部が警察署の体制を補完できるように、本部職員について特に感染リスクを下げる対策が必要であります。

また、意識せずに感染防止が図られ、継続的な対策となるよう、組織文化への浸透、ワークライフバランス等に配慮した対策が必要であるなど、新しい生活様式を踏まえた感染防止対策を図ることとしております。

続きまして、次のページの資料2を御覧ください。

事業の目的につきましては、ただいま申し上げました宮崎県警察における現状と今後の方向性を踏まえまして、今回の補正におきましては、さらなる感染予防対策や感染リスクを軽減させるために、新しい生活様式を踏まえた感染防止対策を図ることにより、継続的に治安を維持し、県民の安全と安心を守ることを目的とするものであります。

事業の概要としまして、アの感染リスク軽減のための施設及び執務環境の整備は、警察業務に伴う感染リスクを軽減させるために、飛沫の飛散を防止するためのアクリル板の設置や、来訪者の検温を行うためのサーマルカメラなどの資器材を整備するほか、警察業務を継続させるための分散勤務に対応可能なネットワーク環境の整備などを行うものであります。

イの留置管理業務における感染予防措置は、新型コロナウイルスに感染した被留置者を隔離して収容するために、高鍋警察署の留置施設の一部を隔離室へ改修するものや、被留置者の呼吸器不全などの症状を早期に把握するための機器を整備するものであります。

事業の効果としましては、新型コロナウイルス感染症に対するさらなる感染予防対策を図り、警察業務における感染者の発生を防ぐことによ

り、警察としての機能の維持が可能となり、県民の安全で安心な暮らしを守ることができます。

○岩切委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんでしょうか。

○渡辺委員 今説明がありました留置管理業務における感染予防措置として、高鍋署における隔離室の整備という話がありましたが、具体的にどのような整備がなされるのか。

それから、その他の一部の警察署では、隔離する施設が既にあり、高鍋署にはないからという事情なのか。施設を一つだけ整備するのであれば、なぜ高鍋署なのかを御説明いただきたい。

あと、高鍋署の隔離室の整備に係る予算が幾らなのかを教えてください。

○大塚警務部長 まず、予算額につきましては、高鍋警察署の留置施設の隔離室整備と、先ほど申し上げたパルスオキシメーターという呼吸器不全などの症状を早期に把握するための機器の、両方の額を合わせて1,347万円となります。

高鍋警察署の留置施設改修工事の予算額をこちらで申し上げますと、予定価格に触れることとなりますので、ここでは差し控えさせていただきます。

次に、具体的にどのような対策を施すかというところですが、留置施設の中で、感染した被留置者と他の被留置者の動線を完全に分けて——例えば、留置施設内にシャワー室がありますが、シャワー室を共用しないようにして、動線を完全に分けて、アクリル板で空間を完全に別の空間にするという形を考えております。

それから、なぜ高鍋警察署なのかというところですが、高鍋警察署は地理的に県の中央に位置することから、各警察署で新型コロナウイルスに感染した被留置者が出た場合に、完全にほかの被留置者と分離した形で留置がしやすい、

移動させやすいということから高鍋警察署における留置施設の整備を考えております。

また、新型コロナウイルスの感染者が多数発生した場合ですが、その点については検察庁と被留置者の取扱いについて相談し、例えば、釈放して病院に入院させるなど、様々な方法で新型コロナウイルス感染症に感染している被留置者を他の被留置者から分離し、留置施設内での感染拡大を防止する仕組みにしていきたいと考えております。

なお、この留置施設の改修工事に係る費用につきましては、国の補助事業であり、宮崎県は1警察署の1留置施設分に関して補助対象となっております。

○岩切委員長 ただ今の答弁の中で、高鍋警察署の工事請負に係る費用は、予定価格に触れるため答弁をしない旨の発言がありましたが、常任委員会資料に事業費の額の提示がありますので、その範囲内で答弁をいただきたいと思っております。答弁を整理していただけないでしょうか。

○福栄会計課長 留置施設関係でございますけれども、トイレ改修関係が*約620万円、アクリル板関係が約1,140万円、サーマルカメラ、体温計関係が約260万円等でございます。

○岩切委員長 ありがとうございます。質疑を続けます。

○渡辺委員 関連ですが、先ほどの予算額1,347万円というのは、国の補助分と県単分を合わせた合計額だと思います。

知りたいのは、このうち高鍋警察署の1署分に係る規模感がどのぐらいのものかということところです。今、改修工事の中身は、ほとんどアクリル板の工事という答弁でしたから、その額は高鍋警察署の1署分だと理解します。

その上で、お伺いしますが、高鍋警察署の留

置施設を整備するのは、県央部にあるからという地理的な理由があることは理解できました。

そこで、例えば宮崎北警察署のような規模の大きい警察署の留置施設は、高鍋警察署が今回の補正によってなされる工事によって達する感染予防対策の水準を既に備えていると理解すればいいのか、それとも、高鍋警察署の留置施設の水準が新型コロナウイルス感染症に関して飛び抜けて高い状況になるのか、その辺はどうですか。

○日高首席監察官 今回、改築をすることによって、留置施設の感染予防対策のレベルは、高鍋警察署が一番高くなります。

○渡辺委員 分かりました。細かい事情はいろいろあると思いますが、人口の多い宮崎市にある宮崎北警察署とか宮崎南警察署で新型コロナウイルスに感染した疑いのある留置者が出た場合には、高鍋警察署に移送するということで理解しました。

そこで、既に発症して症状が出ているということになれば、人道的な面も含めて当然入院ということになると思います。県内における新型コロナウイルス感染症の症状が出ている方々を収容できる病院やそのベッド数は限られているわけですので、仮にそこに留置者を入院させるとなると、多分、普通の方の入院とは事情が異なってくると思いますが、その場合の警察としての負担感がどのぐらいのものなのか。

同じ施設にほかの新型コロナウイルス感染症の方々が入院することもあり得ると思いますが、そこへの支障とか影響があるのかないのか、また、そういう事態を想定して、例えば県立病院や福祉当局と何らかの事前の調整等はなされているものなのか、教えていただけないでしょうか。

※次ページに訂正発言あり

か。

○日高首席監察官 留置している者について、PCR検査等で陽性が判明した場合、その後どうなるのかについて御説明いたします。

留置されている者の犯した罪に伴う拘留の必要性の度合い——例えば凶悪犯罪であれば拘留の必要性は高いということになるんですけども——と症状ですね、軽症であるのか重症であるのか、この2つを検討することになります。凶悪犯罪であって軽症であった場合は、拘留を継続すべきと考えています。当然検察庁や裁判所と連携して協議しながら決めていきますが、基本的な考え方はそうなります。

問題は、凶悪犯罪で拘留の必要性が高い者が重症である場合ですが、その場合には医療機関に入院させて治療ということになり、警察官が拘留の状態を24時間監視することになります。

軽症で拘留の必要性がない被疑者につきましては、協議の上で決まりますが、釈放指揮が裁判所から出ますので、釈放指揮で釈放することになれば、任意の被疑者ということになります。その場合、警察としては拘留の必要性がなくなりますので、どこにいるのかといった所在の把握はしますが、監視はなくなるという仕切りになります。

○渡辺委員 分かりました。

○福栄会計課長 先ほど申し上げました予算額につきまして訂正をさせていただきます。

まず、留置施設の改修関係につきましては、施設の中に独立したシャワールームをつくるためのパネル板の設置等で約1,300万円、それにプラスしてパルスオキシメーター——先ほどの血中酸素濃度を測る器械が十数万円という内訳になっております。

○渡辺委員 今のパネル板や、シャワールーム、

パルスオキシメーターは、全て高鍋警察署関連のもので、ほかの警察署のものは入っていないと理解していいですか。

○福栄会計課長 改修工事関係につきましては、全て高鍋警察署ですが、パルスオキシメーターにつきましては、留置施設のある全ての警察署になります。

○渡辺委員 分かりました。

○岩切委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時9分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

審査に先立ち、当委員会を代表しまして、このたびの熊本県をはじめ、全国各地に被害をもたらしました令和2年7月豪雨により亡くなられた方々に対して、謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました議案について、教育長の概要説明を求めます。

○日隈教育長 教育委員会でございます。本日は御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回、当委員会でご審議いただきます教育委員会所管の議案につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております文教警察企業常任委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、左側の目次を御覧いただきたいと思っております。

今回、御審議いただく議案は、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」の1件であります。

それでは、常任委員会資料右側の1ページを御覧ください。

補正予算の概要でございますが、表に太線で囲んでありますところが3か所ありますけれども、その一番上の一般会計の合計の欄を御覧ください。

今回、12億6,085万5,000円の増額補正をお願いするものであります。補正後の一般会計の合計は、その2つ右の欄に示しておりますが、1,115億4,669万円であります。

私からの冒頭の説明は以上であります。詳細につきましては、引き続き担当課長からそれぞれの事業について御説明いたしますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○岩切委員長 それでは、議案についての説明を求めますが、委員の皆様からの質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○川北教育政策課長 お手元の常任委員会資料の2ページを御覧ください。

新規事業、ICT活用教育推進のための調査研究事業でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、国のGIGAスクール構想の大幅な前倒しによりまして、学校ではICT機器の整備が急速に進んでおり、これに伴いまして、教職員のICT機器に係る知識・技能の習得が急務となっております。今回、ICT機器を活用した効果的な学習指導、教職員研修、そして新型コロナウイルス感染症第2波への備えなど、早急に検討を行っ

ていく必要がございますので、今後の本県における教育の情報化等について様々な実践、検証などの調査研究を行っていくものでございます。

2の事業概要でございます。予算額は1,409万5,000円、財源は全て一般財源、事業期間は、令和2年度でございます。

事業内容でございますけれども、①オンライン具現化のための環境整備でございますが、ICTを活用した様々なオンライン研修などを行うために、Web上で会議ができるシステムを取り入れてまいります。これを利用するためのライセンス等を取得して、環境整備を行っていくものでございます。

②の専門的知識や資質向上を図る研修会の充実では、教職員等を対象としましたICT活用及び第2波を想定した研修等を行いまして、ICT活用に係る教職員の知識・技能の習得を行うものでございます。

③でございますが、ICTを活用した家庭学習の調査研究では、臨時休校等の緊急時におきましても、ICT端末の活用により、児童生徒の学びを保障できる環境実現のために、家庭のパソコン、スマートフォンの活用についての検証、そして通信環境が不十分な家庭への対応などの調査研究を行ってまいります。

④の未来の教室プロジェクトチーム（仮称）の設置でございます。ICTの専門家と連携しまして、研修プログラムの開発、効果的なオンラインの活用法など、今後の教育の情報化等について調査研究を行ってまいります。

最後に、事業効果でございますが、感染症の第2波へ備えた関係者への研修を行いますとともに、今後の本県の教育の情報化等につきまして、専門家を交えて調査研究を進めることで、これからの本県におけるICT活用教育の推進

につながるものと考えております。

説明は以上でございます。

○四位財務福利課長 常任委員会資料の4ページをお開きください。

県立学校等感染症対策事業について御説明いたします。

1の事業の目的・背景であります。新型コロナウイルス感染症を含む感染症を予防するため、県立学校における必要な用具等の購入やトイレの手洗いの自動水栓化等の衛生設備を整備するものであります。

2の事業の概要であります。①の予算額は1億1,608万円、②の財源、③の事業期間は記載のとおりであります。

④の事業内容であります。①県立学校における感染症対策事業は、スポーツ振興課の所管でありまして、アにありますように、飛沫拡散及びウイルス接触防止のためのフェイスシールド等の配備や、イにありますように、教室等の効率的な換気のための扇風機の導入などを行うものであります。

また、②県立学校衛生設備等整備事業は、財務福利課の所管でありまして、アにありますように、県立高等学校等のトイレの手洗いの自動水栓化を39校、約800か所で行ったり、給食施設における消毒・殺菌機材等の整備を行ったりするほか、イにありますように、主に特別支援学校の児童生徒の熱中症対策等として、保健室等に製氷機などを整備するものであります。

3の事業効果であります。感染症対策のために必要な用具・設備を整備・充実することにより、学校における感染症予防の徹底を図ることができると考えております。

次に、資料が替わりまして、お手元の令和2年度7月補正歳出予算説明資料の財務福利課の

インデックスのところを1枚おめくりいただきまして、177ページを御覧ください。

ページ中ほどの(事項)一般運営費(高等学校)につきまして、908万9,000円の増額補正をお願いしております。

また、その次の(事項)一般運営費(特別支援学校)につきまして、111万3,000円の増額補正をお願いしております。

これは、新型コロナウイルス感染症による県立学校の休校の影響により、7月と8月の授業日数が増加すること等による、エアコンなどの電気使用料の増加分としてお願いするものであります。

財務福利課及びスポーツ振興課の説明は、以上であります。

○押方高校教育課長 常任委員会資料の6ページをお開きください。

新規事業、県立学校「学びの保障」環境整備事業でございます。

1の事業の目的・背景であります。新型コロナウイルス感染症による学習の遅れを取り戻し、感染リスクを可能な限り低減させることを目指して、効率的で効果的な授業等の実施や、密を回避して新しい生活様式を可能にするため、学校におけるICT環境の整備を行うものです。

2の事業概要であります。①予算額は3億5,934万2,000円、財源、事業期間は記載のとおりでございます。

④事業内容につきましては、右側のポンチ絵で御説明いたします。

まず、一番上の段の1、高等学校のICT整備では、①現状にありますように、大型提示装置——プロジェクターまたは大型モニターが整備されている普通教室は、全ての高等学校で約16%であり、それらの機器に使用するパソコン端

末も不足しております。

また、その右側の点線の中に記載したとおり、一般的な高等学校の教室は、黒板と放送スピーカーだけというのが実情でありまして、プロジェクター等のICT機器は毎回教室に持ち込んでおります。そこで、左下の②必要な学校ICT環境にありますように、教室内のデジタル環境を充実するために、太枠に書いてありますが、大型提示装置と教室用タブレット端末を各教室に整備することとしました。全ての普通教室には、固定式の壁掛けプロジェクターを、理科や家庭科などの特別教室等には大型液晶モニターを整備し、これらと同時に使用する教室用タブレット端末約1,100台を整備いたします。

なお、校内ネットワークの高速大容量化と生徒貸出用端末の整備につきましては、既に5月補正で予算化をしているところです。

この整備により、下の③今後の教育にありますように、教室内では、動画やデジタル教材等を効率的・効果的に活用し、学びを進化させて、より深い理解、学力の定着が可能になります。

また、教室や学校の壁を越えた学び、他校や外部専門家とつながる遠隔やオンラインでの学習が可能となります。さらには、授業や行事の新しい様式として、全校行事や講演会等の分散実施や、学級を分割して少人数での授業を行うことも可能となります。

このように、本県のこれまでの教育実践の蓄積とICTの力を掛け合わせることで、授業や学習の在り方をレベルアップさせた新しい学びの提供が可能となります。

次に、下の2、特別支援学校のICT整備についてですが、基礎疾患のある児童生徒が多数在籍していることを踏まえまして、密集状態となる音楽などの合同学習や集会活動は分散して

実施する必要があります。

そこで、左下の①学びの保障といたしまして、ア、イ、ウにあります3つの保障を目指して、各特別支援学校に、それぞれの障がいに対応できるように点字ディスプレイや出入力を支援する機器、教師用のタブレット端末を整備することといたしました。これらにより、オンラインで複数の学級をつないで学習等を行ったり、分散して合同学習等を行ったりできるようにしたいと考えております。

以上のような整備を行うことで、左側のページに戻りまして、3、事業効果にありますように、全ての県立学校でICTを活用した効率的、効果的な授業や密を避けた教育活動を実施する環境が整い、児童生徒の学びを保障することができると考えております。

続きまして、常任委員会資料の8ページをお開きください。

新規事業、産業教育実習環境整備事業であります。

5月補正の実習設備等緊急整備事業では、福祉科、家庭科の実習設備について緊急整備をお願いしましたが、今回は、農業、工業、水産に関する実習設備の整備になります。

1、事業の目的・背景であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、インターシップや企業での長期実習、企業見学といった学校外での実習や研修につきまして、これまでと同様の日数や人数での実施、また実施そのものが難しくなっているところもございます。今後、第2波、第3波も予想されますので、企業等での高度な実習を校内で補完できるようにするため、さらには機器を増やすことにより3密対策のためにも、校内の実習設備の整備を行うものでございます。

2、事業の概要であります、(1) 予算額は5億2,564万6,000円、財源、事業期間は資料に記載のとおりでございます。

(4) 事業内容であります、資料の右のポンチ絵を用いまして御説明申し上げます。中ほどにあります対策のところを御覧ください。

①の農業科では、食品系では、フードビジネスや6次産業化のための農畜産物加工を学ぶことができる真空調理器を整備いたします。

林業系では、演習林実習や小型建設系車両の資格取得に関わる林業用バックホウを整備いたします。

土木系では、測量士補の資格取得に関わる測量実習に使用する測量機器を整備いたします。

左下の②の工業科では、フライス盤やワイヤーカットと呼ばれる金属加工を行うための工作機器や、万能試験機と呼ばれるコンクリートや鉄筋の強度を調べる試験機を整備いたします。

また、右下の③の水産科では、本県においては、宮崎海洋高等学校のみとなりますが、4級海技士養成校であることを踏まえ、今回、新型コロナウイルスの影響から、長期乗船実習の一部を校内で代替することが想定されることから、小型実習艇を導入いたします。

また、栽培漁業では、これまで中間養殖のみを行っておりましたが、新たに、生産から販売までの完全養殖を学ぶことができる設備を導入いたします。

以上のような整備によりまして、平常時、コロナ禍を問わず、生徒に持続的・安定的な教育環境の提供が可能となるとともに、県内産業界が求める即戦力となる人材の育成が図られると考えております。

高校教育課の説明は以上であります。

○松田特別支援教育課長 常任委員会資料の10

ページをお開きください。

特別支援学校教育環境整備事業についてでございます。

まず、1の事業の目的・背景であります、資料の11ページのポンチ絵を御覧ください。

1の現状にありますとおり、特別支援学校におきましては、生徒数の増加に伴う教室不足によりまして、みなみのかぜ支援学校高等部では、1つの教室を間仕切りし、複数の学級で使用したり、図書室等の特別教室を普通教室に転用して使用したりしております。その結果、教室が狭くなり、密集状態が発生しやすい状況になっております。

そこで、感染症予防の観点から、教室の増設を早急に行い、教室不足による密集状態を解消することで、安全、安心な学校施設を実現するものであります。

資料の10ページにお戻りください。

2の事業の概要であります、予算額は1,976万3,000円でありまして、全額、一般財源でございます。

事業期間は、令和2年度のみの単年度でございます。

事業内容であります、みなみのかぜ支援学校の高等部に教室棟を増築するための設計を行います。5教室の教室棟を2棟建築し、棟の間に廊下を設け、合わせて10教室を増設いたします。

3の事業効果につきましては、教室棟増設により、密集状態の解消が図られ、生徒が安全、安心に過ごすための教育環境が確保できると考えております。

続きまして、資料の12ページをお開きください。

修学旅行のキャンセル料等支援事業でございます

ます。

まず、1の事業の目的・背景であります。新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大のため、県立学校で修学旅行の変更を検討しております。これらの修学旅行変更に伴うキャンセル料等の追加的な経費を補償することで、保護者の負担の軽減を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は1,667万4,000円でありまして、そのうち、国庫支出金は45万8,000円、一般財源が1,621万6,000円でございます。

事業期間は、令和2年度のみ単年度でございます。

事業内容であります。資料の13ページのパンチ絵を御覧ください。

1の現状に、令和2年度当初予定の修学旅行を示しております。これらの修学旅行につきまして、旅行地域の感染状況によって、修学旅行の中止、延期、行き先の変更の可能性がございます。

資料の12ページにお戻りください。

(4)の事業内容であります。新型コロナウイルス感染症対策等の対応により、修学旅行の変更を出発日の1か月前までに行った、それぞれの県立学校の児童生徒と付添人の分のキャンセル料等を補償するものであります。

最後に、3の事業効果につきましては、修学旅行の変更に伴い発生した保護者負担を軽減することができるものと考えております。

○東教職員課長 常任委員会資料の14ページ、学習保障等に必要的人的体制の強化であります。

1の事業の目的・背景でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたきめ細かな指導や新しい生活様式の実践等に対応するため、スクール・サポート・スタッフ等の追加

配置を行うとともに、教育相談体制の強化のため、スクールカウンセラー等を追加配置したいと考えております。

事業の概要でございます。予算額は1億9,905万3,000円で、財源と事業期間は資料に記載のとおりであります。

事業内容でございます。①にありますとおり、少人数に分けて授業を行うなど分散型授業や児童生徒の理解の状況に応じた個別指導などのため、授業のみを受け持つ学習指導員を追加配置したいと考えております。

また、②にありますとおり、教室内の消毒や換気などの校務が増加する教員の業務負担を軽減するため、授業以外の校務を支援するスクール・サポート・スタッフの追加配置や、既存配置の時間数を増やしたいと考えております。

また、③にありますとおり、学校行事等の変更や調整で校務が増大している大規模校等において、学校運営体制の強化や指導体制の充実を図るため、授業及び校務を受け持つ加配教員を追加配置したいと考えております。

さらに、人権同和教育課の所管であります。④にありますとおり、児童生徒の心の問題を改善・解決する体制を強化するため、スクールカウンセラーを追加配置したいと考えております。

最後に、⑤にありますとおり、問題を抱えた児童生徒の環境の改善や関係機関との連携を図るため、スクールソーシャルワーカーを追加配置したいと考えております。

事業効果といたしましては、人的体制の強化により、児童生徒の学びを最大限サポートするとともに、教員の業務負担の軽減を図ることができ、児童生徒の不安や悩み等への迅速な対応と解決を図ることができるものと考えております。

資料右側の15ページには、学校再開後の人的配置の取組状況を表しております。黒く塗った部分が、今回の追加配置等を示すものであります。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんでしょうか。

○二見委員 資料の12ページ、修学旅行のキャンセル料支援についてお伺いします。

市町村でも、変更やキャンセルについてどうしていこうかと悩んでいるところも多いと思います。

この事業は、高校教育課と特別支援教育課が担当ですが、各市町村との情報交換というか——判断するのは各市町村の教育委員会かもしれませんが、どのような形で支援をしていこうとか、対応を取ろうとか、そういう協議は何かしてこられた上での事業計画なのでしょうか。

○吉田義務教育課長 各市町村に対しましては、国の様々な補助事業や、交付金の仕組みについて、随時情報提供をしております。市町村立の小中学校が行う修学旅行のキャンセル料が発生した場合におきましても、各市町村には交付金が交付されておりますので、それで対応するというところで……。そういったところについては市町村と随時協議というか情報交換をしております。

○二見委員 分かりました。今回、1か月前までに行ったキャンセル料についての事業ということですが、各学校で修学旅行に行く時期はそれぞれ違うと思います。

今までに、年度の前半でキャンセルを行ったところがあるのかないのか。これまでにキャンセルを行った学校も対象になるのか。それとも今後のキャンセルだけが該当するのか。

あと、国内と国外では、また少し事情も違うのかなという気もします。

また、キャンセルの判断をするのはどなたなのか、学校長なのか。特に今、第2波と言われている状況を考えると、感染者が増え始めてから2週間後ぐらいにピークが来ているのではないかと思います。そうすると、1か月前までに判断するというのは、結構難しい条件なのではないかと思います。その辺をどのように整理していらっしゃるのか、説明をお願いします。

○押方高校教育課長 まず1つ目の補償の関係ですが、実は、県立学校では中等教育学校が既に3月に実施予定の修学旅行をキャンセルしております。

そのため、国の補助は1万2,000円程度の補助しか出ないということで、既に4万円ほどキャンセル料が発生している関係上、そのプラス分を補うための予算組みとなっております。

また、ほかの県立高等学校になりますけれども、ほとんどが11月後半から2月にかけてとなります。

特に国外につきましては、今県立校長会でいろいろ話をしておりますが、国外についてはほとんどキャンセルか国内への変更、もしくは延期等々を検討している状況でございます。

判断につきましては、学校私費の行事ということで、県教委としては、いろいろな県内外の情報等を提供したり、自粛等の相談等に乗ったりしておりますが、今校長会で随時検討しているということです。

もう1件、30日前までのキャンセルでは間に合わないのではないかとございまして、実際に生徒や保護者に説明をして、生徒の保護者が払込みを始めたりののが、どの学校も9月後半になる予定でありますので、それま

では中止、延期等の判断が出てくるというふうに考えております。

判断は学校長が主体となります。

○二見委員 キャンセル料の予算額は、基本的に今予定しているところがキャンセルした場合の10割という考え方ですか。

○押方高校教育課長 今回お願いします予算につきましては、契約した段階で発生する企画料というのがございまして、その部分の予算を組んでいるということでございます。

生徒・保護者がまだ払い込んでいる状況ではございません。

先ほど申しました五ヶ瀬中等教育学校は払い込んだ分がございまして、その分の予算はお願いしたところですが、それ以外は企画料等に関する予算のみということになります。

○二見委員 確認ですけれども、要するに、今回のこのキャンセル料の支援事業というのは、個人の——個人というか、各家庭のキャンセル負担、何日前だったら20%、30%とかあったりするんですけど、それが発生する前にキャンセルした場合のキャンセル料をこの事業で補填するというでいいんですね。

○押方高校教育課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○二見委員 ということは、その後にキャンセルの判断をせざるを得なくなった場合については、各家庭でそれぞれキャンセル料を負担してくださいということになるわけですね。

○押方高校教育課長 今後の新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴うと思われませんが、まずは学校で実施するかどうかを含めて、業者との保険契約とかそういうものをしっかり保護者に説明します。そして、払込みが始まった後にキャンセルになった場合は、今のところ実質的には

やはり個人のキャンセルになろうかと思われません。

○岩切委員長 関連して質疑はございませんか。

○日高委員 基本的なところで、判断の関係なのですが、一般の方はもうGoToキャンペーンも始まり、宿泊を伴う県外への旅行はオーケーになりますよね。

教育委員会は子供たちの安全を守るということで慎重にやっているというのは十分分かりますが、教育委員会はその時期に修学旅行に行っていないという判断を出すのかというのが分からないですね。

11月から2月と言っているけれども、9月からということでもいいのか。8月1日からもオーケーなのか。団体で県外に行くのは修学旅行だけではないと思うのですが、その辺をお伺いします。

○松田特別支援教育課長 修学旅行の時期についてですが、特別支援学校は9月以降に計画をしている学校もありまして、その時期に修学旅行の実施が可能かどうかにつきましては、その時期の感染拡大の状況でありますとか、どこに行くか、その行き先の地域の感染拡大の状況によって判断していくことになります。

その判断は、やはり学校が修学旅行の規模でありますとか人数、宿泊地の状況、宿泊施設の状況、見学地の状況等の安全が確保されると判断すれば実施することになります。県教育委員会として、一概にこの状況であれば実施が不可能であるとか、一律に判断するということはしておりません。

○日高委員 分かりました。基本的に、行こうと思えば、しっかりルールを守ればいつでも行けるということですね。期間的には今の状況でも行けるけれども、学校の判断がまずあるか

ら、9月とか、11月とかになるということですね。

○松田特別支援教育課長 現在、既に実施時期をずらして延期を決めている学校もありますし、次年度以降に延期ということ判断している学校もあります。

また、特別支援学校は学部別に実施しますので、全体で30の旅行を予定しているのですが、その中で17校が既に県内の修学旅行を決定しております。残り2校がまだ検討中ということで、そのほかの旅行については、時期をずらすなどの対応を検討しているところでもあります。

また、東京、福岡、鹿児島、沖縄など感染が拡大している地域につきましては、旅行の実施そのものを見合わせていただくような案内もしているところです。

○日高委員 分かりました。感染が拡大している地域は、やはり教育委員会としては駄目だ——駄目というか禁止しているという見方でいいわけですね。そのほかは、校長の裁量でオーケーだということで了解しました。

○二見委員 今の話を聞いていて、やっぱりいろいろ考えるところがあるのですが、以前、この委員会で、小中学校にも修学旅行はできるだけ県内にしてほしいという話がありました。

私も地元が都城なので、いろんな学校の話聞いていて、大概鹿児島に行くと言っていたわけですが、やはり1か月ほど前ぐらいから鹿児島がこういう状況になってきたので、慌てて変更を考えざるを得なくなってきたというような状況です。先日説明いただきましたが、今度、商工建設常任委員会に出ている県内修学旅行への支援制度です。

こういったものについて、何か少しタイミングがずれているというか。もう少し県内で、県

の教育委員会だけではなくて、市町村の教育委員会ともしっかり連携して動いていかなければならない時期なのではないかとずっと思っていたんですが、県内に誘導するときにはまだそういう事業がなかった、そういう方針も出ていなかったと思います。

僕はいずれ出すのだろうとか、あるんだろうと思っていたけれども、今までなかったというのが少し残念だと考えるところがあります。

今回、このキャンセル料の支援事業を行うのはいいことだと思うのですが、ここでやるのは県の所管する学校に限るわけで、今後、各市町村の小中学校が判断するに当たって、非常に頭を抱える状態が発生するかもしれないわけですよ。この辺への情報共有というか、ある程度の大きな指針というのは、こういう事業を始める前にある程度きちんとやっておかないといけないのではないかなと思います。

特に県立学校も9月以降に説明があって、11月以降から始まると言われるわけですがけれども、この判断に至るまでに準備すべきこと、行き先の状況がどうなったとか、この辺について、ある一定程度の、教育委員会としての基準を持っておかないといけないと思います。その辺はいかがですか、何かこういう対策とかあるのでしょうか。

○日隈教育長 修学旅行の県内での検討については、もう既に6月に出しておりますけれども、6月末から東京都をはじめ隣県の鹿児島県で感染拡大というような状況があって、宮崎県も7月5日に1都4県を感染流行地域ということで位置づけたところです。

教育委員会も速やかに通知を出しまして、出張あるいは宿泊、また修学旅行については、慎重な対応をするようにと、事実上、自粛を含め

た文章になっているんですけれども、県立学校に対して通知を出し、また、それを同様に市町村にも参考にとということで通知を出しているところ です。

それを踏まえて最終的に、今、市町村のほうで修学旅行の——秋からの分になりますが、検討を進められているという状況でございます。

詳細は後ほど義務教育課長が御説明するかもしれませんが、これを受けてということ で少なくとも小学校については県内のほうが強くなってきたのかなということで、そろそろ決定しなくては いけない、キャンセル料についても1か月前が一つのめどですので、それまでに判断していかなければならないということがあります。

ただ、学校のほうではそれぞれ、市町村になりますけど、小学校などは特に、ノウハウも含めて今まで鹿児島県というのがやはり定着してきたところもあるし、また受入れの宿泊施設も手慣れているというところも含めて、やりやすかったということがあったんでしょう。

また、新たに県内ということになると、一から企画をやり直しているところもあったので、多少検討に時間もかかってきていたのかなというふうに考えます。

加えて、大阪府では毎日100名近く発生し、増えてきております。

今月16日に関西地域2府4県が感染注意地域に指定されましたので、このことも含めて今後検討していかななくてはならないのかなというふうに考えております。市町村の中学校がこれまで修学旅行で関西のほうに行かれておりましたので、これについてはかなり強い注意をしていく必要がある。いわゆる消極的にならざるを得ないのかなということで検討が進むものと思わ

れます。

同様に、こういった地域に対する出張あるいは宿泊を伴うもの、あるいはこの修学旅行についても最大の注意を払っていくようにということになるかと思っておりますので、当然そこについては慎重な対応という検討が進むものと考えております。

なお、高等学校については、先ほど高校教育課長が御説明したとおり、海外についてはかなり厳しいという状況で、ほぼ海外の修学旅行についてはキャンセルというような状況にございますので、このキャンセル料については、現在この委員会で審議をお願いしているところでございます。

欧米のほうも、例えばイギリスは、ずっと学校休業が続いていて1日も再開していないというような国もありますので、かなり深刻な状況というふうに聞いております。

私どものほうから日本人学校に派遣する教員についても、まだ派遣できないという国も結構ありますので、海外についてはかなり厳しいかなと。国内についても、今申し上げたような状況にありますので、行き先についてはかなり慎重に検討せざるを得ないのかなという状況です。

ただ、低学年に向けては、県内の状況はもう委員の皆さん御承知のとおり、ある程度収まっており、発生しても発生源も大体承知できる範囲ということで、安全、安心の面では県内は大丈夫なのかなということで、受入れますホテル、旅館のほうも十分体制がとれるというような状況になってまいりましたので、これは商工建設常任委員会で今御審議いただいておりますけれども、商工観光労働部で今回支援をしようということでお話がまとまりましたので、現在審議

をいただいて、まとまるようであれば、こちらのほうの御承認がいただければ、その支援を活用して進めてまいるということになろうかと思えます。

○二見委員 今までの流れ、経緯についても分かったんですけど、今おっしゃったように感染流行地域とか注意地域とかがあるわけじゃないですか。そこに行くのに関しては、十分な注意をするようにという発表をされますよね。

発表した側としては事実上の自粛要請みたいなことを言われますけれども、これを聞いている学校の校長先生たちは事実上の自粛だと、中止をせざるを得ないと思うかもしれない。しかし、保護者の中には、注意しなさいと言われたら、注意して行けばいいんだという人たちが出てくるわけです。

だから、公表の仕方をよく考えてやらないと、校長先生は学校現場で、保護者を相手に説明しないといけないわけです。そのときにきちんとお互いの意思疎通がしっかりとできないと、なかなかこういうものを決めるといのは、今非常に厳しい、難しい状況があります。

皆が皆同じ方向を向いてくれればいいんですが、一方はやるべきだ、一方はやめるべきだ、と賛否入り乱れたときに判断するのに非常に苦慮されると思います。その辺の配慮を考えた上で、各市町村、特に県教委としては校長会でよく説明されたりするでしょうから、そういったことと、新聞報道等で見ると、我々が一般的に取る情報の受け取り方、その辺のコミュニケーションをしっかりとしないといけないと思うところです。そういったところにはぜひ十分な配慮をお願いしたいと思います。

○日高委員 関連です。県内はいいんですよ。県内で消費して、感染拡大も防げるという利点

もあるから、それはいいんです。でも、裏返すと、宿泊は宮崎市しか泊まる場所がないという話なんです。旅行会社にいろいろ聞きましたが、日向市でも修学旅行で泊まるキャパシティーがないらしいです。延岡市くらいのところではなければ泊まる場所がない。

ただ、そうすると、先ほどから感染流行地域とか注意地域とか言われていますが、それ以外のところは行っても大丈夫ですよと校長会で言ってあげないと、県外は駄目なんだというふうに一緒くたに考えてしまうから。こことこの都道府県は駄目ですよ、それ以外の都道府県は大丈夫ですよと言えば、分かりましたということになるんじゃないかなと。

県内だと宿泊施設の多い宮崎市ばかりに金を落とすことになる。何かこれに税金を使うというのは……。今、採決はどうしようかなと思っているところです。

その辺について、もっと何かいい方法はないのかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○黒木教育次長(教育振興担当) 今、委員が御指摘になった状況というのは、確かに今の時点ではやはり見られていると思っています。ただ、我々としては、先ほど二見委員もおっしゃいましたとおり、6月の時点から、まずは安全、安心という環境の中で修学旅行を実施させたい。そのために、一つの大きな選択肢として県内を見直す機会にしたいといったようなことで、そういう流れをこれまでつくってきました。

先ほど教育長が述べましたように、多くの学校が今、県内をターゲットにして検討を始めています。既に決めているところは、やはり日高委員がおっしゃったとおり、どうしても地方のところからは宮崎市をターゲットにしてくると

いう流れ、これが大きいのはある意味しょうがないところかもしれません。

ただし、宮崎市内であるとか県央部あたりで規模が小さい学校は、今ほとんどの学校が6年生は2学級以下というところが多いですので、そういったところについては、例えば延岡市の観光協会さんあたりがこういったキャパシティで受け入れられますよといったようなことであるとか、北きりしまの農家民泊の方々が、我々も分散でよければ修学旅行に加勢できるよといったような、そういう情報提供をたくさんしていただいているところです。

県としても修学旅行の見学先として、宮崎市だけではなくて、県北にもこういったコンテンツがありますといったようなところを紹介してほしいというようなことで、国の機関であるとか、県土整備部であるとか、そういったところにも協力を求めているところです。

例えば、細島港にガントリークレーンという大きなクレーンがありますが、家族では見られないけど修学旅行では見られるとか、それから建設中のトンネル、九州中央道のトンネルがようやく貫通して中が見られる、映写もしてあげるよといったような、そういうありがたい御協力の言葉もいただいておりますので、ぜひそういった形で2番目のフェーズとしては、そういう地方のよさにも目を向けていくといったような動きを我々としても積極的に行っていきたいと考えているところです。

○日高委員 そうですね、そういうところをやっていってもらって。だけど、やっぱりどうしても宿泊が偏りがちになる。宮崎市内にある小学校が宮崎市のホテルに泊まって何の意味があるのかという話なんですよ、修学旅行と言えるのかと。泊まらないで日帰りでお家に帰ったほう

がいいよと、そんなお金を使うのならやらないという話にもなりかねないので。

その辺をもう少し工夫してやってもらわないといけないのかなという気がしています。

旅行会社にはしっかり伝えないといけませんよ、旅行会社がメニューを組むわけで、こっちはお客さんですから。旅行会社にはその辺について質を上げてもらわないといけませんね。

そこはしっかり教育委員会が伝えて、強制的にやるぐらいの気持ちでお願いしたい。よろしくをお願いします。

○岩切委員長 途中でありますが、委員の皆様にお諮りします。

間もなく正午となりますので、続きは午後1時10分から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、午後1時10分に再開します。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時7分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

議案についての質疑がありましたら、お願いします。

○渡辺委員 ICT活用教育推進のための調査研究授業についてお伺いをします。

常任委員会資料の右側のイメージ図を見ると、具体的な事業展開は下のほうの図に見えるんですけども、一番上の括弧の中で、学校側から生徒の自宅というふうに1、2、3年生それぞれ矢印が引かれていって、オンライン学習等のイメージということでいろんなことが書いてあるわけですが、今回の調査研究事業とい

うのは、各学年に1個ぐらいずつということだと思いますけれども、ライセンスを整備して先生方の研修のための調査というところで終わるのか。

それとも、この図の上のほうで書いてあるように、実際に生徒の手元にある家庭用のパソコンだったり、学校のタブレットだったり、個人のスマートフォンまでつながって、何らかの調査研究がなされるまで事業イメージとしてあるのか。

あくまでも、この上の図に書いてあるのは、オンライン学習のイメージとしてはこうですよというためにただ書いてあるだけなのか、そのところがもう一つ判然としないんですが、いかがでしょうか。

○川北教育政策課長 3ページの図を御覧いただいた上で、この上の図のほうが、まずはICT端末を活用した家庭学習の調査研究でございます。

各学校に、大体平均で3本ぐらいライセンスを付与します。そういったものを活用しまして、その上のほうにございますけれども、これはオンライン学習のイメージでございますが、これまでオンライン学習の研修等が十分にできていない状況ではございますので、まずはこの四角の中のイメージということで、学校と家庭をつなぐような形でどこまでできるのかを検証していきたいと考えております。

そこにありますとおり、まずは、例えば教員が児童生徒の状況を把握——ホームルームのような形で顔を見て様子を確認するとか、またはその下にございますオンデマンド教材ということで学習動画を視聴して自学による家庭学習のサポートがどういう形でできるのかとか、そういうことを実際やってみて、実証として積み重

ねていって、課題があればそれを解決していく、そのような形で進めていきたいと思っております。

できるだけ早く学習プログラム、マニュアル的なものをつくっていききたいというのが1点目でございます。

そして、3ページの一番下にございますが、こちらは教員の側も資質の向上を図る必要があるということで、例えば研修ということで一番上の図にございますが、教育庁の職員、そして出先機関の職員が県立学校等とオンラインでつながるような形で、どこまでオンライン研修ができるのかとか、そういったところを検証していきたいと考えております。

その下が、これは市町村立学校職員を対象としてということで、やはり同じように、まずはいろんな形で検証をやっていきたいと考えております。

そして、研修プログラムのものもつくっていききたいと考えております。

○渡辺委員 説明の後段にあった、この3ページで言えば下のほうに書いてある研修というのは、ある程度のイメージができるんですけども、今の御説明でいうと、県立の高等学校37校のほぼ全ての学校に学年分ぐらいのライセンスが配られるわけですね。

配られたライセンスで各学校において、実際に子供たちの手元にある端末とつないで、オンライン学習のモデル的な形式を行うというふうに理解をしました。それが全ての学校で、今年度中の事業となっているわけですから、これが全部整備をされて、市町村立の学校はともかくとして、県立の高等学校や中等教育学校等々の中では、どの学校でも、その授業が——授業というか調査研究のために取りあえず一連がつな

がって何らかのやり取りがなされると理解をすればいいですか。

もう一つ踏み込むと、例えばどういう形のものか、〇〇高等学校でとまではないにしても、一つのクラスのうち一つの学期を対象に、どういふことを具体的に行うんだと、もう少しイメージの湧く形で教えていただきたいと思います。

○川北教育政策課長 現在考えておりますのが、まずは高等学校でモデル校を設定するなどしまして、8月中旬ぐらいをめどにネット環境の検証を含めたオンライン学習をやってみまして、そして専門家を活用して、いろいろ意見を伺う中で、ネット環境及びプログラムの検証を行ってまいりたいと考えております。

その後、家庭学習マニュアル的なものを作成しまして、9月中旬頃を目途に、全ての県立学校のネット環境の検証も含めたオンライン学習の開催といったものを行っていききたいと現時点では考えております。

○渡辺委員 分かりました。それでは、9月中旬には県立高校全てで何らかの取組が始まると理解をしました。6月議会でも出ている義務教育課だったか高等教育課だったか、両方にまたがる話かと思いますが、まず、端末整備のことも含めて、いろんなICT化の事業が今、五月雨式に動いているわけですけれども、私たちが理解をするに当たって、今回出ている調査研究事業が走り出せば、ほぼICT化の実現というか、宮崎県内の県立学校全体の環境がICT化の導入に至る、ほぼ全てのピースがはまって、これで大体できるようなところに向かっていくんだという理解をすればいいのか。それとも、まだ足りていないピースがいっぱいあって、これからいろんな事業をはめこんでいかないと実際の事業展開には至らないというふうに理解を

すべきか、その辺はどうでしょうか。

○川北教育政策課長 現在、私どもが考えておりますのが、まずハード関係も含めて、これに詳しい専門家が必要だろうと考えておまして、今回この事業におきまして、ネットワークの構築専門、そしてICT端末活用専門の2名のシステムエンジニアに委託したいと考えております。実際に様々な実証をやる中で、これまで補正等で整備してきた回線等が本当に大丈夫かとか、実際に検証を積み重ねた上でノウハウを蓄積する中で、そういう専門家の意見も聞きながら、ほかに進めるべきところはないかとか、ハード、ソフト両面にわたりまして調査研究を行っていくという形のものが、今回の事業の趣旨と御理解いただければと思います。

○押方高校教育課長 今、教育政策課長が申したのも含めまして、高校教育課の整備につきましては、今回の補正で3人に1台、令和4年度に完了するはずだったものが本年度中に3人に1台ということで、国の基準をある程度達成できると考えております。今後はできる限り1人1台に近づけるように、例えば過去のリースの見直しを行い、またBYODと言われる個別端末の持込み等を含めて1人1台にしていきたいと思っておりますし、今回整備していただく機器等を利用して学校内外、学校内での分散した授業、学校行事、学校を超えた外とつながった授業の在り方、いろんなことが模索していける機器等を準備していくところです。

教育政策課のほうは、学校と自宅等をつないだときの、いろんなコンテンツの検証だと考えておりますので、そこの教員に対する研修等を同時にタイアップして進めていきたいと考えております。

○渡辺委員 抽象的な聞き方で恐縮なんですすけ

れども、端末整備が前倒しになって、義務制のほうを見ても今年度中に恐らくほとんどの市町村ではやる。高等学校も3分の1という目標値という意味では進む。ということは、来年度ぐらいにはスタートする環境は整うわけですね。今回の事業等も含めてスタートさせる、もちろんより経験値を積んでいって充実させていくことも、この先必要だと思いますが、取りあえずスタートさせるという面に関しては、今回の補正に係る事業で、スタートさせるのに十分な事業がほぼ出そろったと理解をすべきか。まだこの先も、9月議会とか、その先の補正でいろんなICT化の事業は出てきて、その上で何とか整うというイメージで考えるべきなのか。

今、完成形にほぼ近づくところにいるのか、そこはどう理解したらいいか、御説明をお願いします。

○押方高校教育課長 今回の高校教育課に係る事業につきましては、県立の普通教室全部に大型提示装置と同時にタブレット端末がつかますので、本当に学習の基盤が整ったと、これからの新型コロナの第2波、第3波も含めた新しい学校の様式、授業等の在り方を新たな価値を見だしていく基盤が整ったと考えております。

繰り返しになりますが、3人に1台ではなくて、2人に1台もしくは1人に1台というところは、今後、検討を重ねながら、より一層生徒の教育環境の充実と学びの保障に努めていきたいと考えております。

○川北教育政策課長 まず、今回の事業を進めていく中で、現在、教育ネットひむかという教育情報通信ネットワークがございます。現在、GIGAスクール構想で大きくICTを取り巻く環境が変わっております。そういった中で、今後教育ネットひむかをどうしていくかという

部分につきましても、やはり専門家の意見を聞きながら、今後どうあるべきか、その在り方についても今回の調査研究の中で調査研究を行ってまいりたいというふうに考えております。

○渡辺委員 分かりました。

○岩切委員長 関連して質疑がございますか。

○日高委員 ICT教育がどんどん進んでいっているなという感じがします。これから教員に対するICTの勉強会や研修をしていくわけですが、当然、先生たちが教えるための教材がしっかりしていないと幾ら機器がそろってもどうにもならないわけですから、研修の充実が大事であるということが一つ。

しかし、それにとられるあまり、本来の部分が忘れられるというか、ICT化になると、何かを調べようと思ってもすぐにインターネットで調べれば、自分で頭を使わなくても、考えなくても出てきますよね。私どももよく使います。特に分からない漢字とか。

そういったときに、例えば、この研修もしつつ、また読み書きとかの部分、特に筆記関係とか、漢字を書けなくなるんですよ、以前は書けたのに書けなくなる。

そこら辺のバランスというのは、ICTを活用した教育の推進もやりながら、本来の思考力とか知識を共存させていくというか。そういったところも持ちながら、ICT教育に入らないといけない。

まず、スタートの時点で、教員に対してその意識を持ちながら、ICTの研修をしていくほうが、私はいいような気がする。その辺はどうお考えでしょうか。

○押方高校教育課長 委員のおっしゃるとおりでございます。今回のコロナ禍で改めて確認されたことが、やはり生徒の社会性とか人間性

を育てるのに学校が果たす役割が大きいとか、もしくは今言われました知識、技能とかをしっかりと鍛えていくことが必要だと。

ただ、コロナとともにというのがございますが、学校に出ていけるときはそういうことをしっかりと育みながら、知識、技能も含めて育てる部分と、また行けないとき、もしくは新しい学校様式になったときに分散して授業を受けたり、学校行事を受けたり、もしくはまた臨時休業になってオンラインシステムの学習をしなくてはならない状況になったときには、両方の蓄積を掛け合わせて、そのバランスがどのぐらいがいいのかとか、そういうことも今回の機器を利用する中で、先生たちが考えていけるようにしっかりと指導していきたいと考えております。

○日高委員 そうですよ、バランスだと思うんですよ。私どもの子供の頃、字をきれいに書きなさいと教えられてきれいに書くようになった。でも、そういうのもなくなる世界というか、言ってみればそれは個性だと思うんですよ、字を書くとか、読むとか、機械はしゃべらないですよ。

だけど社会性になってくると、自分のことを発表する力だとか、将来、面接が必要だとか、上に行くと交渉能力とか、いろんな形で自分の言葉で発言して、しっかりと答えるというのが、私は当然上位に来る必要があるというふうに正直思っているものですから。あまり突出してもしようがないんですが。そういったところを、少し考えてもらえないかなと思っています。バランスを取ってもらえればいいと思うので、よろしくをお願いします。

○日隈教育長 今、日高委員からありましたとおり、教育を進める上では、このICTはあくまでも手段でありまして、教育の効果をどう上

げていくかは、やはり課題によっては違ってくるかと思います。今回のICT活用は、あくまでも新型コロナウイルスの第2波に備えてという目的の下に、ICT環境を整備するというところで進めてきております。

渡辺委員からありましたとおり、今回のことである程度ICT活用教育というのは進んでまいりますけれども、あと3つぐらい課題があるんじゃないかと考えています。

一つは、教員自身の問題、先ほど申し上げたとおりこれをどう活用して効果を上げていくかということで、スキルアップも含めた教員自身の活用能力の向上が一つあるかと思っています。

もう一つは、ICTを活用してどのような内容で教育をしていくのかというプログラム、あるいは動画も含めたいろんなコンテンツを増やしていくというようなところあたり、これは少しまた予算が伴ってくるかもしれません。

最後ですけれども、もう一つ、今度は学校関係、40人学級を20人ずつ2学級に分けてというような対応については、先ほどのプロジェクトの活用とか、そういったことで学校現場ではある程度できるんですが、生徒の自宅で家庭学習にこのICTを活用したときの問題が残るのかなと思っております。各児童生徒の家庭でも、ある程度ICTの普及が進んではいるんですけれども、経済的な問題も含めいろんなパターンにどう対応していくかというところが出てくるのかなと。あるいはセキュリティーの問題であるとか、そういった問題については、もう少し研究、検討が必要なのかなと考えております。いずれの問題も、この調査研究事業の中で、ある程度整理させていただきたいと考えておりますし、場合によってはもう少し、今回のコロナ対策だけではなくて、今後のICT教育の推進

の中で必要な対応が出てくるのかなと考えております。

今回のこの調査研究事業の中で、そこ辺りを整理して、今後に備えていきたい、あるいは進めていきたいというふうに考えております。

○二見委員 今のお話で全体像と今の状況が分かりました。このICTの授業の導入の発端というか、振り返ってみると、まず家庭においてこれだけ普及したパソコン、タブレット、携帯電話といったものを使うことがない子供たちのためにも、学校でこれを教えないといけないというのが、そもそもの発端だったのではないかと。

何年も前の話ですが、私が大学に行ったときなんて、まだ携帯電話でメールを打つのも1回10円ぐらいかかるような状況だったのが、わずか十数年の間にこれだけ情報通信技術が発達して、子供たちの学びの量や接する環境も大きく変わってきた中で、学校におけるICT機器の整備は急務だと言われてきているのではないかと考えています。

おっしゃったように、この環境の変化に対応する、学校でICTを導入する目的の一つは、慣れる、知っていることが大事だったところから、今度は学びのツールなんだというところを押さえた教育内容にしていけないといけないんだと。私も学校現場からいろいろ話を聞くと、うちは実はパソコンありますけれども通信環境がないとか、プロバイダーがないから結局使っていませんという話もありました。

だから、どういうものを何のために使うのかというところをしっかりと整理して、先ほど教育長がおっしゃったように、先生たち自身が早くこういうものを使って、子供たちの学びに資するような在り方というものを築き上げてもら

わないと、せっかく導入しても宝の持ち腐れになってしまいます。

この1年で整備されるのであれば、その辺はスピード感を持って、来年から本当にスタートできるいいものをつくり上げるように注力していただきたいと思っております。ぜひよろしくお願ひします。答弁は要りません。

○岩切委員長 それでは、他に関連して質疑はございませんか。

○中野委員 確認ですけど、令和4年までにICT環境を整備する計画だったものを、新型コロナ対策ということで前倒しになったと思うんですが、予算を見れば、ほとんどが一般財源なんですよね。令和4年までは、一般財源で整備する予定だったんですか。

それと、全国的にも同じ環境ですから、国の国庫支出金というのはあまりなかった、どこもこのような予算だと思うんですが、全国の中では宮崎県は進んでいると理解すればいいんですか。

○日隈教育長 資料の記載は全額一般財源と表記されているんですけども、これは歳入の費目を見ていただきますと国庫支出金、地方創生臨時交付金、これは何でも使えるということで一般財源として取扱っております。それは歳入予算の資料に入っているんですけども、一般財源として扱うので、ここは一般財源という表記になっております。

今回の7月臨時議会の補正予算については、地方創生臨時交付金を活用したものがほぼ99%になるかと思ひます。純粋な県の部分というのは2億円少々ではなかったかと思ひます。

教育委員会だけではなく、全体的に地方創生臨時交付金を活用した事業になっております。そのことをここでは一般財源という表記にさせ

ていただいております。意味合いは特定財源じゃなくて、何でも活用できるということで国から示されておりますので、そのことを指しております。

○中野委員 では、歳入の中の国庫支出金の164億円の中に入っているということですか。繰入金額、これは基金の取崩しですか。歳入の2億2,200万円。

今の説明では国庫支出金から充てられたと見ればいいんですか。あまり厳しく質問するのではなくて、全国的なレベルの中でどうかなと思ったものだから、積極的に宮崎県教育委員会が進めた結果、一般財源を、いわゆる基金からの繰入金を大いに使ったのかなと思ったんですが。

○岩切委員長 教育政策課か教育次長あたりで答えられる方。財源の問題ですね。よろしいですか。

○川北教育政策課長 すみません、少し数字を確認いたします。少々お待ちください。

○日隈教育長 私のほうで御説明申し上げます。お手元に歳出予算事項別明細書という資料がありますが、5ページから6ページを見ていただきますと、今回の補正予算で使いました一般財源の歳入の合計欄の一番右側を見ていただきますと84億6,021万4,000円を一般財源として充てているんですが、これはほとんど一番上の9番の国庫支出金から83億9,648万4,000円を充てておりまして、基金からの繰入金は僅か6,373万円だけであります。したがって、その差引きのほとんどは、この国庫から来た地方創生臨時交付金を活用しているということでありまして、純県費は僅かに6,373万円だけということになります。

教育委員会以外の各部は、7ページから8ページに一般財源ということで書いてあるんです

けれども、合計でこれも同じく8ページに書いてありますが、84億6,021万4,000円、全ての部局でこれだけ一般財源を使っているんですが、そのうち純県費で使っているのは6,373万円だけで、あとはほぼ地方創生臨時交付金——今回219億円ぐらいだと思いますけれども——で、本県への配分で来たうちの一部を活用しているということになります。

そのうち教育委員会で活用させていただいたのが——教育委員会だけではなく、ほかの教育費も少し入りますが——8ページにあります11億5,412万2,000円ということになります。

○中野委員 教育委員会が積極的に前倒して、自主財源でやったものかと思ったので、高く評価しようかと思って質問したところでしたが、よく分かりました。

○岩切委員長 ICTに関連しては、よろしいですか。別の議題に移ります。

○渡辺委員 県立学校等感染症対策事業ですが、新規事業ではないので、6月補正のときに出ていたトイレの洋式化と同じ事業と理解していいですか。

○四位財務福利課長 今回お願いしている事業は、2つの課で合同でパッケージしてお示しているものです。タイトルに載っております県立学校等感染症対策事業は、4月補正でスポーツ振興課と教育政策課で合わせてお願いした事業の追加補正になります。今回はその組合せがスポーツ振興課と財務福利課になりまして、財務福利課分だけが新規の取扱いになるということでございます。

○渡辺委員 スポーツ振興課の分はある程度、全くの新規のものの導入だろうというのは分かりますが、財務福利課の分について教えていただきたいと思います。

まず、トイレの手洗いの自動水栓化は、新型コロナウイルス感染症がなくても県立高等学校の中で既に取組があったもので、加速するという事で理解すればよいでしょうか。

それとも、今まで県立高等学校にはないけれども、今回新型コロナ対策で初めてやりますということで理解をすればいいのか。

あと、県立高校のトイレの手洗い場がどのくらいあるのか想像がつかないんですが、39校800か所というのは、全体の該当箇所の中のどのくらいが自動水栓に変わると理解したらいいか教えていただければと思います。

○四位財務福利課長 トイレの手洗いの自動水栓、いわゆる手を差し出すと水が出て、手を洗い終わると止まるものですね。これは今までも各学校において少しずつ整備はしてきているところですが、11%ほどしかまだ整備できていないところなんです。少しずつ整備していこうという形でしたが、今回のコロナの件を受けまして、少なくとも普通教室の近くにあるトイレ——これは子供たちがよく利用するトイレですが、緊急調査をしまして、800か所くらいあったものですから、これを今回全てお願いしよう。最も大事なものは手洗いですので、これを清潔な形でやっていただくように、急いで配備しようということで今回お願いするものです。

800か所で学校の大体半分程度、学校によっては3分の1くらいのところもありますが、とにかく子供たちがよく利用するトイレを念頭に置いたものになります。

○渡辺委員 その下のイ、健康管理の対策のところ、製氷機の整備というのがあります。額は小さいのですが、これも同じ観点から伺いますけれども、既に県立学校の中で熱中症対策で製氷機が整備されている学校があって、今回の

補正で、どのくらい導入されることになるのか教えてください。

○四位財務福利課長 高等学校等においては基本的に製氷機は保健室等に準備されているものです。今回お願いしようと思っているのは、特別支援学校では、これまで保健室に置いてある冷蔵庫の製氷皿で対応できたところですが、学校における新しい生活様式で、できるだけマスクをしましようという中で、体温の維持が難しかったりした場合に、少し心配な状況があるということから、この際、製氷機を整備したほうがよいと判断し、まだ整備がなされていない特別支援学校の保健室に製氷機を整備するべくお願いしようということです。

○渡辺委員 分かりました。特別支援学校に集中的にやるから、このぐらゐの予算額になるということで理解しました。

いつも気になっていたのが、学校からのオーダーというか、実態に沿った整備がどのようになされているのかというところが一番大事だと思いましたので、今の2つの答弁で学校の実態を調査した上での事業であるというのはよく分かりました。念のために確認ですが、事業化するに当たって学校現場が何を求めているのかを十分に把握された上で、こういう事業内容になったと理解をしいいでしょうか。

○四位財務福利課長 財務福利課においては、学校のニーズを常に把握しながら、予算の範囲内で対応していくという形で調整しておりますので、今回も同じような形で意見をくみながらやらせていただきました。

○渡辺委員 分かりました。

○日高委員 質問ではありませんが、今回、財務福利課長におかれましては、常任委員会資料を分かりやすく作っていただきまして、ありが

とうございました。

○岩切委員長 感染症対策事業に関連して質疑はございませんでしょうか。

それでは、これ以外の事業についての御質疑をお願いします。

○日高委員 産業教育実習環境整備事業についてですが、農業用機械の重機というのはどういうものですか。

○押方高校教育課長 林業関係のバックホウと言われますのは、実習等で一番使われるといたしますか、資格試験も要ります。木を切って枝を落としたり、また林道をつくったりする、それらを一括でできる実習機械でありまして、それを門川高校の農業系の林業部門に整備することとしております。

○日高委員 どれぐらいの性能なんですか。例えばコンピューターを使ったりとか、ロボットとか、何かそういう機能があるんですか。幾らぐらいですか、1,000万円ぐらいですか。

○押方高校教育課長 機能的には、かなり最先端の機材を入れることにしております、金額的には1台920万円を考えております。

○日高委員 水産科の小型実習艇ですが、これは海で使うんですか、学校にあるんですか。

○押方高校教育課長 実習艇を2隻ほど購入する予定にしております。長期実習が必要ですので、それで出られないときに港内、港内とか湾内もありますし、湾外にも出られる程度の実習艇を2隻整備する予定にしております。

○渡辺委員 教育環境が充実するのは実にいいことだろうと思います。ただ、通常だと、これだけの整備をまとめてやるのはとても難しいことだと思います。国の根源的な考え方をどうするかは少し置いておいて、宮崎県として十分に活用して整備を進めるべきものだろうと理解を

しています。しかし、もし、今回の新型コロナの予算がなければ、宮崎県の実業系の学校で、今回整備するものを通常予算で整備をしていったら、どのぐらい時間がかかるものであるのか。

また、今回の事業がなければ、整備できなかったものもあるのではないかと思います。通常予算の中で入れることはできなかったところもあるんじゃないかと思います。その辺についての見解を伺いたいと思います。

これは大事なことだと思っていて、一般の県民にとっては今回の補正がついていろんな整備をすること自体がいいことなんです。例えばトイレの洋式化とか、いいことなんだけれども、報道等で認識している新型コロナに関連する対策という意味では、イメージが合致しない。これについては6月議会でも議論があったところですが、だからこそ結果として宮崎県としてはどれもいいことだと思っておりますので、その前提の上で、どのぐらいの効果になっているのかを、しっかり確認しておきたいと思っております。数字で答えるのは難しいかもしれませんが、その認識を確認しておきたいと思っております。

○押方高校教育課長 例えば、工業機械、工作機械等は非常に高額ですので、例えば5年先まで、どこの学校にこれとか、そういう予算要求をしていこうという計画がございます。

また、その後、古いものは昭和に入れた機械もありますので、リニューアルしながら計画的には考えております。

今回の整備につきましては、特に実習の効率化が図れる機材であること、10人以上で実習していたものが少なくて済むこととか、そういう意味で新しい学校の実習の在り方にプラスになる。プラス今、即戦力となる、言わばこういう技術を持った子供たちの育成にもつながるとい

うことで整備をお願いしたところでございます。

特に大きな機材につきましては、そういうふうに計画的に予算要求をしております。

○渡辺委員 もう一個だけ少し具体的に。例えば宮崎海洋高等学校だと思いますが、小型実習艇というのは、そもそも今学校が持っている何年後ぐらいに新しくするとか、もしくは今はないけれども、導入の計画が何年間ぐらいの計画の中であったということなのか、そこはどうなんですか。例えば、あえて小型実習艇のことを伺いますけれども。

○押方高校教育課長 小型実習艇に関しましては、実習艇といいますか、小さなボートと実習艇の間ぐらいのものがあるにはありました。

ただ、海洋実習に耐えられる何海里までとか、そういうものが必要になってくる分、少し大きめの実習艇の予算をお願いしたところでございます。

○渡辺委員 今回その予算をお願いしたというのは分かります。例えば今回の新型コロナという出来事がなかったら、今回の性能の小型実習艇を宮崎県教育委員会は宮崎海洋高等学校に整備をする計画であったりとか、考えを持って検討を進めていたものなのかという意味では、どうでしょうか。

その辺が分からないと事業の評価ができないと思うんです。

○日隈教育長 今回の産業教育実習環境整備についてなんですけど、渡辺委員のおっしゃるように、今後長いスパンの中で整備を行うことを予定していたんですけども、今回新型コロナウイルスの感染拡大の関係で、十分に民間の実習を活用できないとか、いろんな状況で実習に支障を来すというようなことで、先ほどから申し上げておりますが、地方創生臨時交付金を1次

補正で55億円ほど、2回目の補正で129億円ほど本県分として配分いただきました。その中で支障を来している分で、ぜひともということで教育委員会からお願いいたしまして、こういった整備をさせていただくこととなりました。

私、今学校を回っているんですが、先週、延岡工業高等学校を見てきたんですけども、工作機械は昭和41年度導入のものを、生徒のお父さんも使って、今生徒さんも使っているけど、やっぱり古いので、民間のほうに貸していただいたり、実習に伺ったり、見せていただいたりしているような状況にありました。やはり昭和41年度のもはどうかということ、お願いいたしまして、外に出ていなくても学校内で実習ができるものということで整備させていただきたく、今回議会にもお願いしているものでございます。

各産業教育の学校については、備品関係を含めて非常に古いものばかりで、通常予算では数千万円の予算規模になりますので、なかなか整備が進んでいないというのが実態でございます。

今回の新型コロナウイルス感染症の関係ですらに支障を来すということでお願いしたものでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと考えております。

○渡辺委員 教育長の御説明でよく分かりました。知事がおっしゃっていることではありますけど、ピンチをチャンスにということで、せっかくの機会なわけですから、導入したものが十分に活用されて、これが大きなきっかけになるということ、全体で認識をきちんとそろえて、より活用してもらえれば、子供たちにとっても本当にいいことだと思いますので、そのことを申したかったです。

○日高委員 先ほど教育長が延岡工業高校に行

かれたという話がありましたが、たまたま昨日、延岡工業高校の先生と話をしまして、ああ、なるほどと話がつながったところです。ありがとうございます。

さて、この小型実習艇ですが、2隻買いますよね。もしかして、今年はハワイの研修はやらないということですか。

○押方高校教育課長 長期実習につきましては、70日を超える実習でありまして、9月以降に判断しようと考えています。11月ぐらいにかけて1回、2月ぐらいにかけて1回あります。9月以降に70日を超える実習が予定されていますので、それまでには実習ができるかどうかも含めて検討していきたいと考えております。

○日高委員 これは議案には関係ないので、また後で話しましょう。

○岩切委員長 実習環境整備事業に関連しての質疑はありませんでしょうか。

それでは、その他の項目に関して質疑はありませんでしょうか。

○内田副委員長 常任委員会資料6ページの「学びの保障」環境整備事業について伺います。先ほどの調査研究事業と関連すると思いますが、私は教育は投資だと思っていますので、一般財源から何億円という予算を充てていただくのは本当にありがたいと思います。

例えば、環境整備事業の事業効果にある、効率的で効果的な授業ですが、先生たちが授業を進めていく上でのロスタイムを減らしていくことも大切だと思いますので、整備をどんどん進めていただきたいと思いますし、同時に効果だけではなくて結果も求められると思っています。

また、宮崎県で働きたい、県外の大学に行つて、故郷に錦を飾るというわけではないけど、宮崎県に戻って就職するんだというような生徒

をきちっと増やしていくこともビジョンの中にしっかり入れていただいて、計画として進めていただきたいなと思います。

資料の7ページに、イメージ図が描いてあるのですが、その中でとても興味を持ったのが、真ん中の右のほうに書いてある新しい「みやざき」の学びというところで、すごく強化していただきたいと思って話を聞いていました。

これまでの授業はインプットで終わりというのが多かったのが、ICTがプラスされることによって、アウトプットも進んでいこうという期待感もあります。

例えば、宮崎県に残っていただくためには、宮崎の産業、宮崎の観光、宮崎の商業、宮崎の農業分野が、アウトプットとしてICTを通じての学びができることによって、体験を通じてやる気、そして学力がどんどん向上して行って、社会に出た後に即戦力となる子供たちを育てていただきたいと思っています。

③の今後の教育の中にも書かれていますが、他校とか外部専門家と結んでいく、キャリア教育も進む中で、宮崎県内の仕事とこの学校での授業が結びついていくことによって、誇りに感じて宮崎で働きたいと思う生徒が増えていくという期待感があるのですが、新しい「みやざき」の学びという新しい形をイメージできるような具体的なものがあるのかどうか。

先ほど教育長が、3つの課題の中にどのような内容を教育していくのかというコンテンツが課題だというお話もありましたが、今のうちからしっかりと計画の中に教育指導、学習指導をこうしていくんだという意識をもって進めていただきたいと思います。県内就職率も上げるんだというような意識がこの中に含まれていてほしいと思いますが、そういった視点で質問をさ

せていただきたいと思ひます。

○押方高校教育課長 いろいろ御指摘ありがとうございます。

まず、新しい学びの形と申しますか、今まで普通教室になかったプロジェクター等があるということは、これまで授業のたびに準備していたものをしなくてよいと。プラスしてタブレットがあるということは、教室内ですぐ外とつなぐことができるということで、効率化がより図られると。同じ時間帯に、先ほど内田委員もおっしゃいましたが、外部の方とのお話を双方向で行って、職業観だったり産業についてお話したり、地域のことについて語っていただいたりと、キャリア教育的なことも可能になります。授業の在り方が、今まで準備してきたのが、もちろん早くなるということもございますけれども、外の世界とつながって、子供たちがその方々と話していくことが、教室内、学校内において大きな視点になっていくのかなと思っております。

そのことで宮崎のよさ、もしくは地域で働く方の存在感、もしくは宮崎で学ぶことのすばらしさを生徒が感じ取ってくれるのではないかなというふうに思ひます。

○内田副委員長 学校外の環境とか、学校外の社会で働かされている方との結びつきを強くしていった、県内に戻ってきてくれる、県内で就職したいという子供たちをもっともっと増やしていくんだということを、目標として意識してしっかりとこの中に入れていっていただけるとありがたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○岩切委員長 学びの保障に関連しての質疑はございませんか。

それでは、その他で何かありますでしょうか。

○日高委員 さっきから皆さんまた聞くのかと思ひてらっしゃると思ひますが、部活動の合宿

について伺ひます。

宿泊を伴う県内の移動というのは緩和の方向にあるのかなと思ひていますが、県外については、先ほどからありますように感染流行地域とか、注意地域は駄目だということですよ。しかし、その地域以外は県内と一緒にだと思ひます。

教育委員会は、県内はいいけど、県外は泊まりを伴わなければいいという話になりそうだなというような情報がちらほらと入ってきています。

そこで、夏休みが8月1日から23日までしかないわけですから、合宿はその辺の緩和というか、近隣の大分県はいいとか、それは必要なことだと思うんですけど、スポーツ振興課長、いかがですか。

○押川スポーツ振興課長 今、委員から御指摘のありました宿泊を伴う活動についてはですけども、7月13日付の文書で、8月1日から県内での宿泊を伴う活動については認める方向ですという文書を出しております。8月1日、予定という形です。

現在、鹿児島県、福岡県でも、感染者が拡大している状況で、県外に出た際に、感染流行地域もしくは注意地域でない都道府県に行った場合でも、そこに感染流行地域の方が一緒に参加するということが想定されるものですから、県外については、慎重に検討させていただいてるところであります。

まずは、やはり生徒の安全、安心が一番です。

また、一方で、県民の皆様の考え方によりましては、県内で今、代替大会を行っていますけれども、それもどうなんだろうかと。部活動をする事自体がどうなんだろうかとといった御意見もいただいております。そういった中で、子供たちの活動をどれだけ保障するかというところで、今、教育委員会で検討をさせていただ

ているところであります。

県外の状況を見ますと、各学校長の判断により許可するという都道府県もございます。ただ、校長が判断することは、教育委員会として果たしていいんだろうかというところもございますので、宮崎県としましては、県としてしっかりと学校を守る、生徒を守るという形で進めさせていただければと考えております。

ただ、子供たちの活動は、ある程度保障していかないといけないということも十分分かっておりますので、そのあたりを検討しながら、今後、現場の声も伺いながら進めさせていただければと考えているところでございます。

○日高委員 これは教育委員会だけじゃないんですよね。当局も、行く分にはここは注意なさい、やめてください、来る分にはもうウェルカムです。ウェルカムだったら、ルール上は感染地域の人々が逆に宮崎に入ってきて交流する分にはオーケーなんです。感染リスクは結構あったりすると思います。そんなこと言っていたら何もできなくなってしまうんだろうなと思うんですよ。先ほど感染流行地域とか注意地域以外、その中でも九州管内の近くの安全な地域はいいのではないかと聞いたんですけど。

当局の知事のメッセージが弱い、国に頼る、宮崎県としてどういう方向で宮崎県民を守っていくのか、なおかつ経済を回していくのかというのは余り明確ではないわけです。

宮崎県としてはどうなのかというところが抜けていると思うんですよ。だから、宮崎県として、教育委員会でも修学旅行は県内で、とにかく県内の経済を回すというのは当然だからこそ、そういう形を取っていると思うんですよ。うちは教育の部分だから経済は関係ないではなくて、いろんな連携をしている。

そういった中で、感染リスクをなくすために、今でも間隔を取ったりとかマスクをしたり、消毒したり、検温したり、各学校の先生たちは部活動の現場で相当厳しくやっております。

だから、そういった自主性というのは、先生たちのそういった指導、これは技能とか技術だけではなくて、高校生としても、新型コロナに対してどうやって自分の命を守っていくのかということもしっかりと学校でも教え、部活の先生も教えている。

そのような中で、何もかも駄目になってくると、これは本来の姿なのかなと、疑問に思うところがあります。

私が言っていることは強引に聞こえるところが当然あると思いますが、教育委員会とか学校があるけど、現場の監督とか現場の人間が守らない限り、これは学校が言った、教育委員会が言ったということでは駄目なんです。自主性に委ねるということも、スポーツの競技会でそれぞれやっているんです。話し合いとか新型コロナ対策をどうしようかと、競技団体の中でもやっている。学校、中体連、高体連でも、口酸っぱく言われていて、私に言わせると、それを守らない先生が逆にいるのかと。しっかりその辺の対策ができていの中で、3年生にとっては最後の夏休みで、もう夏休みは二度と来ない。後は受験勉強とか就職活動に入ってくる。最低限のところは、せめて最低限のラインについては、やはり私の心情的には、しっかりそこら辺のところを考慮してやることも必要かなと思っています。

○押川スポーツ振興課長 今、委員から言われたことにつきましては、十分に理解しながら、今後検討を進めさせていただきたいと思います。

ただ、もう7月も末になってきまして、夏休

み、県立高校では8月の前半からお盆明けぐらいが夏休みになると伺っておりますので、その期間で子供たちの活動をできるだけ保障できるように検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○日高委員 どこでも行っていただくということではなくて限定でいいと思います。隣接しているところしか行けないということでもいいから、それぐらいあればいいかなという気がしております。ここは駄目です、こことここしか駄目ですという言い方でも私はいいと思います。それでも大分違うと思います。

もう一つお願いしたい。この前、常任委員会の県南調査に行きました。小林高等学校と小林こすもす支援学校に行きました。併設しているんですよ。2歩前へ進んだら小林高校で、2歩下がったらこすもす支援学校、すぐなんです。

その中で、こすもす支援学校で野球のボールを磨く生徒がおります。ボール磨きという作業班があって、野球部のボールを磨いていて、すばらしいなと思いました。野球のボールだけでなく、ほかのものもあると思いますけど。

そこで、先生に聞いたら、その子たちは野球が好きで、本当は野球がやりたかった。でも体が不自由だから、野球ができないから、少しでも関わり合っていたいと、何かプラスになることをやりたいということで、ボール磨きをしていたんです。

全国的に併設校はあまりないんですよ。宮崎県でも併設は他にないわけですよ。

あるんですか。

○松田特別支援教育課長 全国では他に1校だけございます。宮崎県だけではないです。

○日高委員 でも少ないですよ。

○松田特別支援教育課長 そうですね、全国的

に少ない状況にはあります。

○日高委員 せっかくだから野球部に入部させてやればいいんじゃないかと言ったんですね。障がいがあるから野球部に入部できないということではなくて、野球部に入部してマネージャーとかあるわけですから。連携して、ただボール磨きだけではなくて。それだけだったらあまりにも、何か部員がやらないことを代理で面倒くさいからやらせているみたいな感じなんですよ。

そうではなくて、小林高校の野球部の生徒も、一体となって——障がいのある生徒も俺たちはこうやって一生懸命やっているんだと、一緒に自分も関わり合ってやっているんだと、やっぱり野球部に入りたいと思うんですよ。

これは全国であったんですよ。あるんですよ。障がいのある生徒がマネージャーで一生懸命やっているというところもあるんですよ、野球部のメンバーになっているわけです。だから、そういったところはこれからの教育にとって重要だと思いますね。

○黒木副教育長 御指摘ありがとうございます。恐らく今、日高委員がおっしゃった部活動につきましては、高校生で障がいを持った生徒さんなんだろうなというふうに感じました。調査に行かれたのが支援学校の高等部でございますので、教育課程が違います。高校生ではないんですね、高等部の生徒さんでいらっしゃるの。もちろん安全管理をしながら、一緒に活動することはできると思います。文化部等では一緒に合唱したりとか、一緒に絵を描いたりとか、そんな活動が既にごございますので、その学校の中で一緒に活動することはできるんじゃないかなと思います。部員になるには恐らく登録が必要でございますので難しいのかなというふうに関心を持って話を聞きながら思いました。

○日高委員 ルールはそうだと思うんですね。高野連とか高等学校とかの何か堅くて、はっきり言って常識がもう、僕らの常識と彼らの常識は全く違うぐらいで、本当に申し訳ないですね。もっと柔軟性を持って、だって、併設しているわけですよ、一緒に一体的に。特色を持つための、ただ字面を、隣接して健常児の子供も障がいのある子供も一緒にやっています、こうやっていますという、何というか表面ばかりやっているような感じで、中身が大事なんです。お互いが障がいのある生徒と一緒に学校にいて、こういうメリットがあるんだというところに持っていく必要があると思うんですよ。そんなのルールなんか無視して入れって、やればいいんだと言えば、それは毎日練習に行けなくても一緒にやろうとすれば、それは全くできないことではないと思います。

宮崎県がほかの県と違う特色を出してやることも一つだと思うんですね。ルールはあるけど、宮崎県のルールをつくれればいいんです。

○松田特別支援教育課長 日高委員の御指摘ありがとうございます。小林こすもす支援学校の高等部の生徒が、作業学習でボール磨きをさせていただいているということで、支援学校の生徒の中にはいろんなスポーツに中学校まで取り組んでいて、高等部に来ても部活動をやりたいという生徒もたくさんいます。支援学校の中でも部活動は行われておりまして、人数が少ないために個人競技の部活動が多くなっているんですけども、中にはバスケット部であったり、陸上部であったり、様々な活動を行っているところですよ。

併設している学校については、正式な定めについてはいろいろありますので、正式な部員等とはなくても一緒に練習に参加させていただ

いたり、見学させていただいたり、陸上競技であれば試合も一緒に。例えば小林高等学校の駅伝部と一緒に大会に参加したりすることも行っております。部員となることに少し難しさがあるかもしれませんが、練習を共にするということについては、今もできないということではありません。協議をしながら参加させていただいている状況もあります。

また、小林こすもす支援学校の状況については、今後学校にも確認しまして、本人の活動が保障できるように考えてまいりたいと思います。

○日高委員 最後に、やっぱり本人ですよ。本人が入りたいと言え、入ってもらえればいいと思います。こんなことでルールを言い出したら、何かそれは違うのかなという気がします。ルールよりも本人の意思を尊重してもらえれば、そこなのかなと思います。私もその子と話してないです。先生から聞いたのも、本当にやりたかったんだけどということでした。

○中野委員 非常に素晴らしい指摘というか、調査の効果というか、素晴らしい意見だったと思います。せっかく日本でも例を見ないぐらいの併設ですからね。支援学校で私も見ましたが、日本のモデルとして進めさせていただきたいということも調査のときに発言しましたが、ノーマライゼーションとは何かということです。本質を捉えた意見だったと思います。もっと積極的に前向きに取り組んでほしいと思います。これは要望にしておきます。

○岩切委員長 ほかに質疑はございますか。

○蓬原委員 この前の委員会で、常任委員会の資料のことをお話しました。農政水産部が非常に分かりやすくつくるから、図解イラスト入りにしてはどうかということをお話をしましたら、早速勉強に行かれたかどうか分かりませんが、

それらしい話も聞いていますけれども、今回は全部見開きで、今までは左の説明だけで、どうもイメージが湧かなかったんですが、非常にいいイラストをつくっていただいて分かりやすかったと思います。

早速取り組んでいただいたことは高く評価したいと思いますが、委員長が少し心配されたのが、これをつくるために働き方改革の中で残業が増えたのではないかという話がありましたので、それでは困ります。

でも一度技術を身につけると、早くできるようになると思います。農政水産部に指導に行くぐらい上手になると思っています。民間企業の場合は、とにかくプレゼンテーションで物の売上げが決まるわけですから、それを考えれば、教育委員会のプレゼンテーションがうまくなれば、事業についての我々の飲み込みが早くなったということで、資料をお作りになったことは、早速評価をしていいのかなと思っています。お礼を兼ねて申し上げておきたいと思います。

ただ、このことのために、残業が物すごく増えたということになると問題なので、そこはよくお考えいただきたいと思います。

○岩切委員長 ほかに質疑はございませんか。

○内田副委員長 先ほど教育長や副教育長と話をさせていただいたのですが、6月の一般質問の趣旨確認のときにも伝えているのですが、修学旅行について伺います。

なぜ宮崎県の、特に小学生が鹿児島に修学旅行に行くのかというところが、私はずっと引っかかっている、今回の新型コロナの影響で社会も世界もどんどん変わってきている中で、例えば農業においてはスマート農業がどんどん進んだり、学校環境もICTの整備がさらに加速化していき、工業においても都市部の一極集中で

はなくて、地方が見直されたりということで、今まで進まなかったことがどんどん見直されて進んでいこうとしている中で、修学旅行も宮崎県の小学生が鹿児島に行って何を学んできているのか、どういう意図があって行っているのかを、もう一回見直していただけないかと思います。

例えば、鹿児島県を調べてみますと、小学生は福岡とか長崎に行っている。九州内においても宮崎県に来ている修学旅行生があまりいない中、何で宮崎県は鹿児島に集中して行くのかなと思っています。私の個人的な考えですが、神話においても、宮崎が主な舞台なのに、鹿児島が鹿児島がと言っている中、どうして子供たちを鹿児島に学びに連れていくのかなと思ったりもします。

そのような中、見直していただけたらと思います。今、県内での修学旅行ということで、延期なのか中止なのか県内なのかで大変な教育委員会に対して、これを言うのは時期尚早かもしれませんが、私はほかに学びに行く場所があるのではないかと。そして、宮崎としても平和教育においては長崎、鹿児島となるのかもしれませんが、口蹄疫によって食を学ぶこともあるし、アピールポイントはたくさんあると思います。

だから、これは観光の分野にも入ってくるんですが、宮崎に修学旅行を誘致する。そして、先ほどの知事の提案理由説明の中でも連帯とか連携、協働、地域力という言葉がたくさん出てきたのですが、連携を取れる県と修学旅行の連携を取らせてもらうとか、そういうことを考えられないのかなと思いますので、先の話になるかもしれませんが、考えていただければと思います。要望させていただきます。

○岩切委員長 質問ではございませんが、お答えいただければ。

○日隈教育長 特に小学校は、これまでほとんどの学校が鹿児島県に修学旅行ということでやってきております。趣旨としては、歴史あるいは平和教育、いろんなことがあろうかと思いますが、ただ一つには、今回やってみて思ったのは、旅行代理店、エージェントのほうでパックと言うと言葉が悪いですけど、一定の教育学習メニューみたいなものをつくっていらっしやって、それを我々のほうがずっと踏襲してきたのかなと。いわゆる商業ベースに乗っかってきたのかなというのは少し感じたところです。

感じたというのは、実は、じゃあ変えましょうと言ったときに、エージェントがなかなか動いてくれない。やはり鹿児島がいいという御説明もあって、学校側もやはり鹿児島かなという流れもありました。

現在は、今、義務教育課あるいは教育振興担当次長のほうで市町村教育委員会ともいろいろ話をして、やはりリスクの問題等で県内での修学旅行が必要じゃないかなということで、おおむね8割を超えるぐらいが今のところ決定あるいは検討中ということで、県内の修学旅行について考えていらっしやる。その他でも、県外を考えていらっしやるところはほとんどなくなってきたのかなと。

まだ、2割ぐらいは全く白紙あるいは延期でというような状況じゃないかなと思いますけれども。

それではということで、いろんな行き先を今検討されているところです。先ほども申し上げたように、補助事業も今回出ましたので、それも活用して、あるいは県内のGoToキャンペーンというような活用も出てくるのかもしれない

せん。

そういったことで、今年は県内ということになりましたけれども、次年度以降どうするかというのは、また大きな課題なのかなと思います。

ただ、鹿児島を全て捨てるということではないのかもしれませんが、広い視野でいろんな学習をしていく、学んでいくことは必要だと思いますので、そういった議論もこれからしてまいりたいと考えております。

ただ、目先、小学校6年生は、今年度中にもし実施するのであれば、やはり年内、できたら冬が来る前に実施する学校が多いでしょうから、県内のいろんな学習をできるように、宿泊についても宮崎市一辺倒ではないかというお話もありましたので、大人数とか学級数が多いところは確かにそういうキャパシティの問題で、宮崎市内のホテルが中心になるのかもしれませんが、そうではなくて分散型でもいいのではないかとということも含めて、小規模学校についてはいろんなところへ行けますので、農村体験、これは北きりしまの、えびの、小林のほうからも要望を受けていて、実際にもう決定した学校もあります。

そういった事例も出てきておりますので、もっと増やして、県内のあちこちに行って、歴史、神話あるいは農業、漁業、林業、また宮崎の中でもいろんな見るところがあります。航空大学校の中も見せていただきたい、あるいは宮崎空港の中もふだん見られないところを見せていただくとかいうのも、教育振興担当次長が今話をしておりまして、いろんなメニューも提示いただいております。

そういったものの紹介もしながら、これまでにないような修学旅行の実践を今年やってみて、そして次の展開を考えていきたいと私としては

考えているところです。

それぞれの学校がどう思って、行くのかという意見も聞いてみたいと思いますし、また中学校がどうやって行くのか、あるいは高等学校、先ほど予算も出しましたけれども、どうやって行くのかなど。大きな課題もありますが、この修学旅行のことについても、特に小学校は、私も鹿児島に行きましたけれども、この50年ぐらいずっと鹿児島一辺倒というような感じもありますので、いろんな議論をしてみたいと考えております。

○中野委員 修学旅行ですが、小学生は6年生ありきの修学旅行なんですか。

○吉田義務教育課長 多くの小学校は6年生で行きます。学校によっては、例えば少人数の学校ですと、5、6年生が一緒に行くような学校もあります。

○中野委員 我々の頃は、昭和33年でしたか、小学4年生が宮崎旅行、そして、小学6年生のときが鹿児島、そして、中学生になれば、あのとき3年生で行きましたが、九州一周というのが一つの流れでした。小学4年生で初めて海を見て、ああ、海は広いんだなと。この水がどこにこぼれるんだろうかと思ったぐらいで、それ以来、海と言えば宮崎というイメージがあるんですよね。太陽と緑、海。

いろいろ教育長も言われましたが、宮崎県も捨てたもんじゃないと思いますよ。

小学6年生で県内を見て、中学生になったら鹿児島も含めて九州一周とすれば、それは組めると思うんですがね。

○吉田義務教育課長 ありがとうございます。学校によっては、4年生または5年生で宿泊体験学習をする小学校もございます。例えば諸塚で民泊をするという学校もございますし、それ

を受けて6年生で修学旅行を経験するという、先ほど委員がおっしゃったような段階を経た体験学習が学校で計画されているのは、今も変わらないと思っています。

○中野委員 西諸県の農家民泊も少し言われましたが、私の兄も農家民泊をしています。大体、関西方面から来るんです。体験もするというところで、1泊2日だけれども、本当に感動して帰っていきらしいです。それから、ほとんどは後日手紙でお礼が来ると。

だから、県内も捨てたもんじゃないなと思います。自信を持って県内をいろんな形で進めてほしいと思います。関西やよその人が宮崎に感動するんだから、小学生レベルで県内を回って感動しないはずがないと思うんです。いいチャンスだと思います。何もかもいいチャンスで、ICT化も図れるんですから、修学旅行もそのようにしてください。要望です。

○日高委員 今日、知事が壇上で「えらばれる観光みやざき」と言ったのを聞いた人はいますか。教育長、聞かれましたか。「えらばれる観光みやざき」と壇上で、今日の本会議で言ったはずなんですよ。だから選ばれる観光を修学旅行でもやらしてもらわないといけません。これは商工観光労働部だけの話ではないと思います。よろしくお願いします。

○岩切委員長 要望ということでございます。ほかに質疑はございませんか。

○二見委員 今の話に関連して、黙っておこうかと思ったのですが、言っておかないといけないと。

先日ある方と話をしていたら、平和教育という都城とか宮崎でもそうですが、知覧特攻記念館に行かれる。私も行きました。あれだけの資料や規模の施設をつくるということは、なか

なか宮崎ではできないだろうと思います。

しかし、都城にも特攻基地があったという歴史はあるんです。それを小学校のときに学んだかといわれると、学んだ記憶はどうしても思い出せない。引っかかるものがないんです。だから当時やってないんだと思います。もちろん、そういう史跡があるかどうか分かりませんが、特攻記念碑慰霊祭は今でもあります。遺族や関係者の方々、行政関係の人たちが集まっての慰霊祭ですので、それはそれで意味のあることだと思います。

今、郷土を学ぶということでもやっていますが、修学旅行イコール平和教育というのを何かとても大事にされているというか、僕には何か言い訳にしか聞こえないんです。小学校で知覧に行っ、中学校は長崎に行っ、高校でどこか都会のほうに行っみるとか、何かそういう既定路線しかできていない。もちろん、先ほど言われた旅行代理店の方々の話も非常に大きなところだと思いますが、教育委員会としてのポリシーというか、そういうものをしっかり作り上げないといけないということと、宮崎になかなか来てもらえない、でも一部では民泊で来られる方もいらっしゃる。だから、宮崎の本当の魅力とは何なのか、しっかり作り上げていって、本当に必要なものに関してはお金をかけていかないと。ただ、来てくれと言っても、本当の魅力がなければ、よその人たちがこれはすごいと本当に思ってもらえるものでなければ、絶対来ませんよ。PRをしても、そのものがなければ。

その辺の調査研究というものも、ぜひ教育委員会が中心となって、宮崎県の郷土史の中の、本当に全国から見ても、世界から見てもいいものと言えるものを、もっと磨き上げていきたいと

いう、何かそういうものが見えてくるといいなと思っています。これは要望というか、私の個人的な考えなんですけど、そういうことを期待していますので、よろしく願いいたします。

○岩切委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、最後に2点だけ質問させていただきます。

明日から夏休みというのが一般的だと思いますが、コロナ禍において特別な生活指導等を行う計画がありますでしょうか。

○押方高校教育課長 今までは明日が基本的には終業式等でしたが、授業時間の確保ということで、7月末までに延ばしているところ等もございまして、また、それ以降もございまして、夏休みを短くしているところもございまして。

その中でまた、新しい生活様式については、常々指導していくということでもあります。

○岩切委員長 夏休みの特別な生活指導の予定がコロナ禍において行われることがあるか、コロナを意識した生活指導があるかという質問なのですが。生活指導、生徒指導という面で特別な考えがありますかという質問なのですが。

○押方高校教育課長 今の県立学校の新しい生活様式ということで、マスクをすとか手洗いをすとか、朝の検温をすとか、そういうことをペーパーで出しております。もちろん学校が夏休みになりましても夏休みの心得というのを従来出しておりますが、それに加えて、新型コロナウイルス感染症対策とかそのあたりのほうは、しっかり生徒、保護者に知らせていく予定でございまして。

○岩切委員長 質問の趣旨がうまく伝わらなくてすみません。夏休みとなると、子供たちがキャンプをしたり、祭りに参加したりという3密と

言われるような状況下に参加することが増えるかなど。ただ、今年はコロナ禍という状況なので、そういうものについてはよく考えるようにというか、行かないようにといった特別な指導をされ、またそれに対して街頭指導等を行うといった計画が組まれているかどうかという趣旨ですが、いかがでしょうか。

○島崎人権同和教育課長 毎年、当課とほかの課も連名で夏季休業中の過ごし方については通知をしているところですが、今委員長が言われた、コロナ禍での対応の仕方といいますか、新しい関わり方についても今後通知を出しますので、そのあたりに盛り込めるところは盛り込みまして通知したいというふうに考えているところであります。

○岩切委員長 あくまで、どうしているかの質問ですから、明日から夏休みだと思しますので、その通知が子供たちの指導に間に合うものなのかどうか、今答弁を聞いて不安に思いました。それなりの新型コロナを意識した生徒指導が予定されているということで理解させていただきたいと思えます。

質問を変えます。夏季休業の短縮といいますか、授業に充てる日数がそれぞれ何日かというのは、学校別かまたは平均か、また県立以外の市町村立のデータはある程度そろっているのでしょうか。

○押方高校教育課長 高校教育課につきましては、日数がそろっております。8校ほどがゼロで、一番多いところは6日あります。

また、定時制につきましては、仕事をされている方で休校が多かったものですから、10日を超える学校もございます。

○吉田義務教育課長 市町村につきましては、様々であります。全く短縮しない市町村もござ

いまして、例えば西米良村でありますとか、五ヶ瀬町では短縮はありません。平均しますと、5日から1週間程度の短縮をする市町村が多いようです。一番長いところで10日ほど短縮するという市町村がございます。

○松田特別支援教育課長 特別支援学校におきましても、夏休みの短縮を行うことにしております。一番短いところで4日間、長いところでは2週間の短縮を行うことにしております。

○岩切委員長 分かりました。各校の判断だと思しますので、県立高校の状況がペーパーにまとまっていたら資料としていただきたいんですけども、委員の皆様も必要ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、各委員への配付という形で、この資料を頂きたいと思えます。

また、市町村立学校、特別支援学校についても、資料が頂けるようでしたら、同じように対応いただきたいと思えますので、よろしく願います。

○渡辺委員 市町村の教育委員会任せですということであれば、それでいいんですが、通常であれば夏休みの期間に授業があるということは、今のお話で分かりました。うちの地元の地域では、小学6年生と中学3年生だけは、さらに授業が長くなっていて、宮崎市ではエアコンの整備についての問題がある関係で、小学6年生はエアコンのある中学校に行きまして授業を受けると聞いております。

エアコンの整備率は市町村でまだばらつきがあるという状況で、通常は暑いから授業をしない夏休みの時期にコロナ禍で授業をすることに、県教委の立場から何らかの注意を促すような通達があるのかなのか、あればどのようなものが出ているのかを教えてください。

思います。なければいい結構です。

○吉田義務教育課長 通知自体はございません。
ただ、熱中症等については十分気をつけていた
だくように、そこは再三依頼をしているところ
です。

○渡辺委員 分かりました。

○岩切委員長 その他で質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって教育委
員会を終了いたします。執行部の皆様、お疲れ
さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時48分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。日程の最
終日ということになっておりますので、明日行
いたいと思います。

開会時間は13時10分としたいのですが、よろ
しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いた
します。

その他で、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 何もないようでしたら、本日の
委員会を終了したいと思います。よろしいで
しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもちまして、
本日の委員会を終了いたします。

午後2時49分散会

令和2年7月21日(火曜日)

午後1時7分再開

出席委員(7人)

委員	長	岩切	達哉
副委員	長	内田	理佐
委員		蓬原	正三
委員		中野	一則
委員		二見	康之
委員		日高	博之
委員		渡辺	創

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	藤村	正
政策調査課副主幹	前野	陽子

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

まず議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見をお願いしたいと思いますが、特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、採決を行います。

議案第1号につきまして、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容については、昨日御意見をいただきましたが、ほかに御要望等は

ありませんでしょうか。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、延期となっております県外調査についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

午後1時11分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

県外調査の日程、調査先等につきましては、御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、実施については8月下旬に判断したいと思います。こちらも正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時11分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 岩 切 達 哉

